

岐阜県公報

目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
 道路の区域変更
 道路の供用開始
 保安林の指定

(治山課) 四一九
 (道路維持課) 四三〇
 (同) 四三一
 (可茂農林事務所) 四三二

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
 土地改良事業の工事の完了
 公共測量の実施
 開発行為の工事の完了

(環境生活政策課) 四三三
 (農地計画課) 四三三
 (用地課) 四三三
 (建築指導課) 四三四

正誤

(建築指導課) 四三四

開発行為の工事の完了中訂正

告示

岐阜県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 高山市奥飛騨温泉郷栃尾字下栃尾平四六五の三、四六五の二・四六五の四・四六五の六・四六五の一七・四六六の二・四六六の三・四六六の五・四六七の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十二年六月十八日

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通
知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示
する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市大和町栗巣字黒手一四二一、一四二四、一四二五、一四二八、一四二四から
一四二六まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示
する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市大和町内ヶ谷字下平三〇の二三
保安林として指定された目的

二 水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下平三〇の二三（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維
持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
岐道		岐原線		損斐郡大野町大字下礪小字下礪字堤外官公有無番地先(七八三番一六地先)から		同郡同町大字本庄字中		同郡同町大字同字同官公有無番地先(五九一三三三三三)まで		同郡同町大字同字同官公有無番地先(五九一三三三三三)まで		同郡同町大字同字同官公有無番地先(五九一三三三三三)まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
三・	三・	二五〇	四七〇	二四〇	四七〇	三・	三・	二一八・	二一八・	三・	三・	三・	三・
六・		五・		一三・五		一三・五		一三・五		一三・五		一三・五	

岐阜県告示第三百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月十八日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
岐道		岐原線		損斐郡大野町大字下礪小字下礪字堤外官公有無番地先(七八三番一六地先)から		同郡同町大字本庄字中		同郡同町大字同字同官公有無番地先(五九一三三三三三)まで		同郡同町大字同字同官公有無番地先(五九一三三三三三)まで		同郡同町大字同字同官公有無番地先(五九一三三三三三)まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
三・	三・	二五〇	四七〇	二四〇	四七〇	三・	三・	二一八・	二一八・	三・	三・	三・	三・
六・		五・		一三・五		一三・五		一三・五		一三・五		一三・五	

道路の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
岐道		多治見線		加茂郡八百津町伊岐津志字東田二二一八番八地先から		同郡同町同字		同郡同町同字		同郡同町同字		同郡同町同字	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七
五七・〇		五七・〇		三五・二		三五・二		三五・二		三五・二		三五・二	

岐阜県告示第三百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月十八日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
岐道		多治見線		加茂郡八百津町伊岐津志字東田二二一八番八地先から		同郡同町同字		同郡同町同字		同郡同町同字		同郡同町同字	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七	八〇	三七
五七・〇		五七・〇		三五・二		三五・二		三五・二		三五・二		三五・二	

A、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。岐道多治見川線と一部重用

県道	加茂郡八百津町伊岐津志字東田二二二番八地先から	日ほか)
多治見線	同 郡同 町同 字	
八百津	中島二四六三番二〇地先まで	
	平成一六・二八	
	平成一六・二八	

岐阜県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月十八日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	中津川市駒場字西山一六六番七八八地先から	前	一六・二	一四八・〇	
七号	同 市同 字同 一六六番 一地先まで	後	一六・二	一四八・〇	

岐阜県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
加茂郡東白川村五加字谷比良一〇三の一
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
加茂郡東白川村五加字小島二五八六の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

公 示

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十二年五月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ラインアップぎなん
- 三 代表者の氏名 板橋 本壹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町みやま一丁目三七番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子育ての環境を整える事を目的とし、子育て相談窓口の開設や保育・幼稚園などの事業交流などを行う。また多くの世代が共通して関心がある事項について講演会・講習会を実施して、多世代が共通の興味により交流が出来る環境を提供し、地域社会全体に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十二年五月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美江寺の会
- 三 代表者の氏名 加藤 弘春
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市美江寺町二丁目三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、国、県、市を問わず全ての人々に対してイベントを通じた地域交流や就職起業支援、歴史を学ぶ機会を提供する事業を行い、全ての人々の健全な生活の向上に寄与することを目的とする。

土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事了年月日
かんがい排水事業	中濃地区	平成八・三・一三

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により飛騨市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

四 作業地域

飛驒市古川町地内

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

飛驒市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業期間

平成二十二年六月十日から

同 年七月三十日まで

開発許可（変更許可）番号及び年月日	岐阜県指令西建築第五三 号の六 平成二二・一一・二	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	安八郡安八町大森字中沼四一五番一、 四一六番一、四一六番四、四三六番一 及び四三七番一	公共施設の 種類	道路	公共施設の 位置及び区 域	開発登録簿 による	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社 セブン イレブン・ジャパ ン 代表取締役 井 阪 隆 一
-------------------	---------------------------------	------------------------	---	-------------	----	---------------------	--------------	---

正 誤

（原稿誤り）

平成二十二年五月二十一日第二千四百四十九号 開発行為の工事の完了三八〇頁の表中「一四筆及び」は、「二三筆及び一五番地先」の、「道路、公園」は「道路、公園、下水道」の誤り。

平成二十二年六月十八日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター